

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、心身障がい者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障がい者医療費助成に関する事務
②事務の概要	四国中央市心身障がい者医療費助成条例に基づく以下の事務 1. 受給者証の交付の申請の受理、審査、応答 2. 助成金の支給の申請の受理、審査、応答 3. Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る心身障がい者医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 心身障がい者医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 心身障がい者医療費情報ファイル 2 心身障がい者医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市市民部国保医療課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務上、特定個人情報を入手した際は、施錠できるキャビネットで保管し、廃棄作業を行う際にも複数人で確認を行いながら誤廃棄がないよう徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルの取扱いを行う業務にはユーザ認証を行っており、権限のない職員が利用できないようアクセス権限の発効・失効の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	国保医療課長 細川 哲郎	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－1いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	－	十分である	事後	
令和2年4月30日	II－1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	IV－8監査	－	○外部監査	事後	
令和3年9月1日	II－1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	IV－8監査	外部監査	内部監査	事後	
令和7年12月1日	IV－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和7年12月1日	II－1いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II－2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	

